

石綿障害予防規則に関する説明会の開催について

時下、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国内において石綿は平成18年9月から輸入、製造、使用などが禁止されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶（以下、「建築物等」という。）は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事（以下、「解体等工事」という。）で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあり、適切な対策が求められるところです。

また、建築物等の解体等工事を行う場合、工事の規模にかかわらず、対象となる建築物等の部材に石綿が含有しているかを事前に調査することが石綿障害予防規則（以下、「石綿則」という。）において義務付けられております。

今般、石綿則の改正により、令和5年10月1日着工の工事から、事前調査については「建築物石綿含有建材調査者」が行うことが定められました。

当署におきましても、石綿による健康障害防止の徹底を図るため、改正石綿則の内容を含めた標記説明会を下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、業務ご多用中とは存じますが、貴事業場の安全衛生管理担当者等の下記説明会へのご出席にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1 開催日時

令和6年3月6日（水） 午後2時30分から午後3時45分

2 開催形式

Z o o mを使用したオンライン形式

3 開催内容

- (1) 石綿障害予防規則に関する説明 1時間
- (2) 質疑応答 15分間

4 申込方法について

下記URLもしくはQRコードから専用サイトにアクセスし、必要事項の登録をお願いします。

受付完了後、受付番号及び説明会へのアクセスに必要なURL、ID、パスワードが通知されますので、説明会当日は開始10分前を目途に入室いただきますようお願いいたします。

説明会への参加にあたっては「滋賀労働局 オンラインによるセミナー利用規約」への同意が必要となり、参加申込をもって規約へ同意したものとさせていただきます（規約内容は、滋賀労働局HPからご確認いただけます）。

なお、オンライン会議ソフト「Z o o m」の操作方法等のお問い合わせには対応しかねますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト

(<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>)



滋賀労働局 オンラインによるセミナー利用規約

検索



5 説明会に使用する資料について

令和6年3月1日（金）以降に滋賀労働局HPに資料をアップいたしますので、予めダウンロードいただきますようお願いいたします。

滋賀労働局 労働基準監督署からのお知らせ

検索



担当：彦根労働基準監督署
安全衛生課
TEL：0749-22-0654